

『令和6年2月27日開催』

総務常任委員会
委員長報告

【令和6年3月定例会】

(令和5年度関係議案)

委員長 萩野 梓

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第1款「議会費」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第2款「総務費」及び第11款「公債費」並びに歳入の部、第1款「市税」ないし第4款「配当割交付金」及び第7款「地方消費税交付金」並びに第10款「環境性能割交付金」ないし第13款「交通安全対策特別交付金」及び第15款「使用料及び手数料」第1項「使用料」第1目並びに第2項「手数料」第1目及び第16款「国庫支出金」第2項「国庫補助金」第1目並びに第3項「委託金」及び第17款「県支出金」第3項「委託金」並びに第18款「財産収入」ないし第22款「諸収入」及び第3条第3表「繰越明許費補正」並びに第4条第4表「債務負担行為補正」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、繰越明許費補正にかかわり、災害対策事業の繰越理由について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第10号「川口市ボランティア人づくり基金条例を廃止する条例」を議題といたしましたところ、基金残高について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第11号「川口市文化振興基金条例を廃止する条例」を議題といたしましたところ、廃止後の助成先への影響について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第12号「川口市美術品等取得基金条例」を議題といたしましたところ、積立基金ではなく、定額運用基金とした理由について、美術品を購入する場合の議決を必要とする金額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、美術館建設については、社会情勢を勘案し建設時期を見ていく必要があると考えており、本議案については、関連する議案であることから、反対するとの意見。

また、既に寄附の申し出があり、美術館建設が始まれば、寄附をしたいという市民がより増えると考えられるため、寄附の受け皿として、当然制定すべき条例であることから、賛成するとの意見。

さらに、この基金によって美術品を購入することもあり得るという答弁があったが、美術品の選考については、選考会議がもとになると考えられ、今のところ、委員を公表しない姿勢であることから、反対するとの意見。

また、美術品の購入については、タイミングが大切であり、買わなければならないときに買うことができないという事態はあってはならないと考えることから、賛成するとの意見。

またさらに、美術館に関連する条例議案であるうえ、1,000万円という基金の額が適切な額か疑問であることから、反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

最後に、議案第72号「工事請負契約の締結について（川口総合文化センター大規模改修及び美術館建設工事）」を議題といたしましたところ、契約金額における施設ごとの内訳について、随意契約となった理由について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、美術館建設については、当初の金額から増加しており、社会情勢を勘案し、建設時期をしっかりと見ていく必要があると考えることから、反対するとの意見。

また、美術館建設に関しては、何度も議論が重ねられ、本会議において、約8割の大多数の議員が賛成している事業であり、早期に契約締結をすべきであると考えことから、賛成するとの意見。

さらに、ECI方式の利用による随意契約ということで、契約にあたっての相見積もりが取られずに契約金額が決まっており、金額の妥当性が検証できないという欠陥があると考え。工事を一体的に実施することによるコスト削減額については2億円のみで、200億円を超える事業の1パーセントにも満たないことを考えると、この形で行う必要があったのか改めて問われなければならないと考えることから、反対するとの意見。

また、今回の契約については、相見積もりを取る必要性のない随意契約であると考えことから、賛成するとの意見。

またさらに、美術館建設に反対する立場であることから、付随する本契約議案についても、反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

以上で報告を終わります。